調査計画

1　調査の名称（□特定一般統計調査　■その他の一般統計調査）

喫煙環境に関する実態調査

2　調査の目的

本調査は、受動喫煙の防止に関する取組の一環として、平成30年７月に健康増進法の一部を改正する法律が成立、令和２年４月に全面施行されたことにより、多数の者が利用する施設について原則屋内禁煙となったことを踏まえ、当該法律の全面施行後の状況を継続的に調査し、施行後５年を経過した場合における更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国　□その他）

（2）属性的範囲（□個人　□世帯　■事業所　■企業・法人・団体　■地方公共団体　□その他）

別紙参照

※　医療施設静態調査の実施年については、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所、歯科診療所を除外する。

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

【第一種施設票】　約700（母集団の大きさ：約419,000）

【一般施設・事業所票】　約8,600（母集団の大きさ：約4,200,000）

【飲食店票】　約8,600（母集団の大きさ：約510,000）

【不動産管理事業者票】　約1,000（母集団の大きさ：約267,000）

【鉄道、バス票】　約500　（母集団の大きさ：約800）

【旅客船、旅客船ターミナル票】約1,300（母集団の大きさ：約1,300）

※　医療施設静態調査の実施年については、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所、歯科診療所を除外する。

※　【旅客船、旅客船ターミナル票】の母集団の大きさと報告者数については、過年度調査等から貨物船や貨物船ターミナルのみ運営していることが把握できた企業と廃業が判明している企業を除外している。

（2）報告者の選定方法（□全数　■無作為抽出(■全数階層あり)　□有意抽出）

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレーム等から作成した母集団名簿に基づき、喫煙環境が類似する産業別に層化無作為抽出により選定する。（詳細は別添１「標本設計に関する資料」を参照）

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

【第一種施設票】

①事業所規模

②施設種別

③たばこの喫煙環境状況

【一般施設・事業所票】

①事業所規模

②施設種別

③たばこの喫煙環境状況（屋内）

④たばこの喫煙環境状況（屋外）

【飲食店票】

①事業所規模

②施設種別

③客席面積

④喫煙可能室設置施設の届出状況

⑤営業開始年月

⑥喫煙目的施設の正否

⑦たばこの喫煙環境状況（屋内）

⑧たばこの喫煙環境状況（屋外）

⑨喫煙状況の提示

【不動産管理事業者票】

①商業用不動産（オフィス）の管理の有無

②企業規模

③商業用不動産（オフィス）の管理施設数

④共用部分におけるたばこの喫煙環境別施設数（屋内・屋外）

⑤共用部分における加熱式たばこの喫煙環境別施設数

【鉄道、バス票】

①企業規模

②業種

③たばこの喫煙環境別車両数

④加熱式たばこの喫煙環境別車両数

⑤管理施設

⑥施設内におけるたばこの喫煙環境別施設数（屋内・屋外）

⑦施設内における加熱式たばこの喫煙環境別施設数

【旅客船、旅客船ターミナル票】

①企業規模

②業種

③たばこの喫煙環境別船舶数（屋内・屋外）

④船舶屋内における加熱式たばこの喫煙環境別船舶数

⑤旅客船ターミナルの管理の有無

⑥施設内におけるたばこの喫煙環境別施設数（屋内・屋外）

⑦施設内における加熱式たばこの喫煙環境別施設数

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の前年 12 月末現在

6　報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統　厚生労働省－民間事業者－報告者

（2）調査方法

■郵送調査　■オンライン調査（■政府統計共同利用システム　□独自のシステム　□電子メール）

□調査員調査　□その他（　　）

〔調査方法の概要〕

ア．調査票の配布

厚生労働省の委託を受けた民間事業者が、郵送により報告者に対して調査票を配布する。

イ．調査票の提出

報告者が、所定の事項を、調査票に記入し郵送による提出、または、オンライン調査票に入力する

ことにより回答を提出する。

7　報告を求める期間

（1）調査の周期

□1回限り　□毎月　□四半期　■1年　□2年　□3年　□5年　□不定期　□その他（　　）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年1月上旬～2月中旬

8　集計事項

①第一種施設票に関する集計

②飲食店票に関する集計

③不動産管理事業者票に関する集計

④鉄道、バス票に関する集計

⑤旅客船、旅客船ターミナル票に関する集計

（集計事項については、別添2「集計事項の一覧」を参照）

9　調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

（2）公表の方法（■e-Stat　□インターネット（e-Stat以外）　□印刷物　□閲覧）

概況については、厚生労働省ホームページに掲載し、詳細（8の集計事項）については、e-Statに掲載する。また、厚生労働省ホームページにはe-Statへのリンク先を掲載する。

（3）公表の期日

概況　調査実施年の翌年1月上旬までに公表

詳細　調査実施年の翌年7月上旬に公表

10　使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

□使用しない

調査対象の範囲の画定において、日本標準産業分類を使用する。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

（1）調査票情報の保存期間

・記入済み調査票：データ確定後、1年

・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

（2） 保存責任者

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

別紙

調査票種別：第一種施設票

報告者：事業所

施設種別	業種の範囲
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	日本標準産業分類に揚げる中分類81－学校教育のうち、「小分類810管理，補助的経済活動を行う事業所（81学校教育）」、「小分類811幼稚園」、「小分類819幼保連携型認定こども園」、「小分類812小学校」、「小分類813中学校」、「小分類814高等学校，中等教育学校」、「小分類815特別支援学校」
高等教育機関（大学、短期大学）、専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	日本標準産業分類に揚げる中分類81－学校教育のうち、「小分類816高等教育機関」、「小分類817専修学校，各種学校」 日本標準産業分類に揚げる中分類82－その他の教育，学習支援業のうち、「小分類822職業・教育支援施設」かつ経営組織が「08国」、「09都道府県」、「10市町村」に該当する事業所
病院（※）、一般診療所（※）、歯科診療所（※）、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）、介護老人保健施設	日本標準産業分類に揚げる中分類83－医療業のうち、「小分類830管理，補助的経済活動を行う事業所（83医療業）」（※）、「小分類831病院」（※）、「小分類832一般診療所」（※）、「小分類833歯科診療所」（※）、「細分類8341助産所」、「小分類835療術業」 日本標準産業分類に揚げる中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業のうち、「細分類8542介護老人保健施設」
児童福祉施設（保育所等）	日本標準産業分類に揚げる中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業のうち、「小分類853児童福祉事業」
行政機関	日本標準産業分類に揚げる中分類84－保健衛生のうち、「小分類841保健所」、「小分類842健康相談施設」 日本標準産業分類に揚げる中分類85 - 社会保険・社会福祉・介護事業のうち、「小分類852福祉事務所」 日本標準産業分類に揚げる中分類97－国家公務のうち、「小分類973行政機関」 日本標準産業分類に揚げる中分類98－地方公務のうち、「小分類981都道府県機関」、「小分類982市町村機関」

※　医療施設調査（静態調査）の実施年は、調査対象から除外する。

調査票種別：一般施設・事業所票

報告者：事業所

	施設種別	業種の範囲
第一種施設に準じる施設	公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	日本標準産業分類に揚げる中分類81－学校教育のうち、「小分類818学校教育支援機関」 日本標準産業分類に揚げる中分類82－その他の教育，学習支援業のうち、「小分類821

	施設種別	業種の範囲
		社会教育」、「小分類822職業・教育支援施設」かつ経営組織が「08国」、「09都道府県」、「10市町村」に該当しない事業所、「小分類823学習塾」、「小分類824教養・技能教授業」、「小分類829他に分類されない教育，学習支援業」
	福祉施設	日本標準産業分類に揚げる中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業のうち、「細分類8541特別養護老人ホーム」、「細分類8543通所・短期入所介護事業」、「細分類8545認知症老人グループホーム」「細分類8546有料老人ホーム」「細分類8549その他の老人福祉・介護事業」、「小分類855障害者福祉事業」、「小分類859その他の社会保険・社会福祉・介護事業」
	司法機関（国）	日本標準産業分類に揚げる中分類97－国家公務のうち、「小分類972司法機関」
	地方自治体立法機関（議会）	－
一般施設	販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	日本標準産業分類に揚げる中分類56－各種商品小売業のうち、「小分類561百貨店，総合スーパー」、「小分類569その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」 日本標準産業分類に揚げる中分類－57織物・衣服・身の回り品小売業のうち、「小分類571呉服・服地・寝具小売業」、「小分類572男子服小売業」、「小分類573婦人・子供服小売業」、「小分類574靴・履物小売業」、「小分類579その他の織物・衣服・身の回り品小売業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－58飲食料品小売業のうち、「小分類581各種食料品小売業」、「小分類582野菜・果実小売業」、「小分類583食肉小売業」、「小分類584鮮魚小売業」、「小分類585酒小売業」、「小分類586菓子・パン小売業」、「小分類589その他の飲食料品小売業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－59機械器具小売業のうち、「小分類591自動車小売業」、「小分類592自転車小売業」、「小分類593機械器具小売業（自動車，自転車を除く）」 日本標準産業分類に揚げる中分類－60その他の小売業のうち、「小分類601家具・建具・畳小売業」、「小分類602じゅう器小売業」、「小分類603医薬品・化粧品小売業」、「小分類604農耕用品小売業」、「小分類605燃料小売業」、「小分類606書籍・文房具小売業」、「小分類607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業」、「小分類608写真機・時計・眼鏡小売業」、「609他に分類されない小売業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－62銀行業のうち、「小分類622銀行（中央銀行を除く）」 日本標準産業分類に揚げる中分類－64貸金

	施設種別	業種の範囲
		業，クレジットカード業等非預金信用機関のうち、「小分類641貸金業」、「小分類642質屋」 日本標準産業分類に揚げる中分類－中分類86郵便局のうち、「小分類861郵便局」、「小分類862郵便局受託業」
	劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	日本標準産業分類に揚げる中分類－78洗濯・理容・美容・浴場業のうち、「小分類782理容業」、「小分類783美容業」、「小分類784一般公衆浴場業」、「小分類785その他の公衆浴場業」、「小分類789その他の洗濯・理容・美容・浴場業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－79その他の生活関連サービス業のうち、「細分類7961葬儀業」、「細分類7962結婚式場業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－80娯楽業のうち、「小分類801映画館」、「小分類802興行場（別掲を除く），興行団」
	マージャンクラブ、パチンコホール	日本標準産業分類に揚げる中分類－80娯楽業のうち、「細分類8063マージャンクラブ」、「細分類8064パチンコホール」
	ゲームセンター、競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	日本標準産業分類に揚げる中分類－80娯楽業のうち、「小分類803競輪・競馬等の競走場，競技団」、「細分類8061ビリヤード場」、「細分類8062囲碁・将棋所」、「細分類8065ゲームセンター」、「細分類8069その他の遊戯場」、「小分類809その他の娯楽業」
	スポーツ提供施設	日本標準産業分類に揚げる中分類－80娯楽業のうち、「小分類804スポーツ施設提供業」
	公園、テーマパーク、遊園地	日本標準産業分類に揚げる中分類－80娯楽業のうち、「小分類805公園，遊園地」
	ホテル、旅館等宿泊施設	日本標準産業分類に揚げる中分類－75宿泊業のうち、「小分類750管理，補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）」、「小分類751旅館，ホテル」、「小分類752簡易宿所」、「小分類753下宿業」、「小分類759その他の宿泊業」
一般施設	集会場、会議場	日本標準産業分類に揚げる中分類－95その他のサービス業のうち、「小分類951集会場」
	一般バスターミナル	－
	空港旅客ターミナル	－
	事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	日本標準産業分類に揚げる大分類－A農業，林業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる大分類－B漁業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる大分類－C鉱業，採石業，砂利採取業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる大分類－D建設業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる大分類－E製造業の分類全て

	施設種別	業種の範囲
		日本標準産業分類に揚げる大分類－F電気・ガス・熱供給・水道業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる大分類－G情報通信業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる大分類－L学術研究，専門・技術サービス業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる大分類－Rサービス業（他に分類されないもの）のうち、「小分類951集会場」、「中分類96外国公務」を除く分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－43道路旅客運送業のうち、「小分類433一般貸切旅客自動車運送業」、「小分類439その他の道路旅客運送業」 日本標準産業分類に揚げる中分類44道路貨物運送業のうち、「小分類440管理，補助的経済活動を行う事業所（44道路貨物運送業)」、「小分類441一般貨物自動車運送業」、「小分類442特定貨物自動車運送業」、「小分類443貨物軽自動車運送業」、「小分類444集配利用運送業」、「小分類449その他の道路貨物運送業」 日本標準産業分類に揚げる中分類45水運業のうち、「小分類454船舶貸渡業」 日本標準産業分類に揚げる中分類46－航空運輸業のうち、「小分類460管理，補助的経済活動を行う事業所（46航空運輸業)」、「小分類462航空機使用業（航空運送業を除く)」 日本標準産業分類に揚げる中分類47－倉庫業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類48－運輸に附帯するサービス業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類49－郵便業（信書便事業を含む）の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－50各種商品卸売業の分類すべて 日本標準産業分類に揚げる中分類－51繊維・衣服等卸売業の分類すべて 日本標準産業分類に揚げる中分類－52飲食料品卸売業の分類すべて 日本標準産業分類に揚げる中分類－53建築材料，鉱物・金属材料等卸売業の分類すべて 日本標準産業分類に揚げる中分類－54機械器具卸売業の分類すべて 日本標準産業分類に揚げる中分類－55その他の卸売業の分類すべて 日本標準産業分類に揚げる中分類－56各種商品小売業のうち、「小分類560管理，補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業)」 日本標準産業分類に揚げる中分類－57織物・衣服・身の回り品小売業のうち、「小分類570管理，補助的経済活動を行う事業所（57織物・衣服・身の回り品小売業)」

	施設種別	業種の範囲
		日本標準産業分類に揚げる中分類－58飲食料品小売業のうち、「小分類580管理，補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）」 日本標準産業分類に揚げる中分類－59機械器具小売業のうち、「小分類590管理，補助的経済活動を行う事業所（59機械器具小売業）」 日本標準産業分類に揚げる中分類－60その他の小売業のうち、「小分類600管理，補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業）」 日本標準産業分類に揚げる中分類－61無店舗小売業の分類すべて 日本標準産業分類に揚げる中分類－62銀行業のうち、「小分類620管理，補助的経済活動を行う事業所（62銀行業）」、「小分類621中央銀行」、 日本標準産業分類に揚げる中分類－63協同組織金融業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－64貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関のうち、「小分類640管理，補助的経済活動を行う事業所（64貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関）」、「小分類643クレジットカード業，割賦金融業」、「小分類649その他の非預金信用機関」 日本標準産業分類に揚げる中分類－65金融商品取引業，商品先物取引業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－66補助的金融業等の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－67保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－68不動産取引業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－70物品賃貸業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－76飲食店のうち、「小分類760管理，補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）」 日本標準産業分類に揚げる中分類－77持ち帰り・配達飲食サービス業の分類全て 日本標準産業分類に揚げる中分類－78洗濯・理容・美容・浴場業のうち、「小分類780管理，補助的経済活動を行う事業所（78洗濯・理容・美容・浴場業）」、「小分類781洗濯業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－79その他の生活関連サービス業のうち、「小分類790管理，補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）」、「小分類791旅行業」、「小分類793衣服裁縫修理業」、「小分類794物品預り業」、「小分類795火葬・墓地管理業」、「細分類7963冠婚葬祭互助会」、「小分類799他に分類されな

	施設種別	業種の範囲
		い生活関連サービス業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－80娯楽業のうち、「小分類800管理，補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業)」 日本標準産業分類に揚げる中分類－82その他の教育，学習支援業のうち、「小分類820管理，補助的経済活動を行う事業所（82その他の教育，学習支援業)」 日本標準産業分類に揚げる中分類－83医療業のうち、「細分類8342看護業」、「小分類836医療に附帯するサービス業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－84保健衛生のうち、「小分類840管理，補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生)」、「小分類849その他の保健衛生」 日本標準産業分類に揚げる中分類－85社会保険・社会福祉・介護事業のうち、「小分類850管理，補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業)」、「小分類851社会保険事業団体」、「細分類8544訪問介護事業」 日本標準産業分類に揚げる中分類－86郵便局のうち、「小分類860管理，補助的経済活動を行う事業所（86郵便局)」 日本標準産業分類に揚げる中分類－87協同組合（他に分類されないもの）の分類全て

調査票種別：飲食店票

報告者：事業所

施設種別	業種の範囲
居酒屋、ビヤホール	日本標準産業分類に揚げる中分類－76飲食店のうち、「小分類765酒場，ビヤホール」
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	日本標準産業分類に揚げる中分類－76飲食店のうち、「小分類766バー，キャバレー，ナイトクラブ」
喫茶店、上記以外の食堂、レストラン等	日本標準産業分類に揚げる中分類－76飲食店のうち、「小分類761食堂，レストラン（専門料理店を除く)」、「小分類762専門料理店」、「小分類763そば・うどん店」、「小分類764すし店」、「小分類767喫茶店」、「小分類769その他の飲食店」

調査票種別：不動産管理事業者票

報告者：企業

施設種別	業種の範囲
商業用不動産（オフィス）共用部	日本標準産業分類に揚げる中分類－69不動産賃貸業・管理業の分類全て

調査票種別：鉄道、バス票

報告者：企業

施設種別	業種の範囲
鉄軌道駅、鉄道車両	日本標準産業分類に揚げる中分類－42鉄道業に属する小分類全て
専用バスターミナル	日本標準産業分類に揚げる中分類－43道路旅客運送業のうち、「小分類430管理，補助的経済活動を行う事業所（43 道路旅客運送業)」、「小分類431 一般乗合旅客自動車運送業」

調査票種別：旅客船、旅客船ターミナル票

報告者：企業

施設種別	業種の範囲
旅客船、旅客船ターミナル	日本標準産業分類に揚げる中分類－45水運業のうち、「小分類450管理，補助的経済活動を行う事業所（45水運業)」、「小分類451外航海運業」、「小分類452沿海海運業」、「小分類453内陸水運業」

※ 小分類450、451、452、453のいずれにおいても本調査の対象外である貨物船や貨物船ターミナルのみを運営している企業の除外ができないため、過年度調査等から実態を把握している場合、含まないものとする。

以上

別添１

標本設計に関する資料

Ⅰ　基本的な考え方

１．標本設計

（１）目標精度

①標本サイズを決めるために設定する目標精度は、令和６年度調査の結果及び他の統計調査の精度を参考に設定する。

②結果の表章を行う区分について公表に耐えうる精度となるよう目標精度を設定する。

（２）標本サイズの設定

小規模な事業所を含む事業所を対象に郵送調査（回答は郵送又はオンライン）により実施することから、抽出すべき標本サイズは、令和６年度調査における回収率も考慮して日本標準産業分類（小分類または細分類）別に層化した 27 区分の各層ごとに設定する。

２．母集団の推定

① 層別の抽出率が異なるため、母集団の推定は層ごとに実施する。

② 母集団の推定に当たっては、個票を各個票（有効回答）の標本抽出時の層で設定した拡大係数により拡大した上で、母集団の大きさにより推定する。

③ ただし、既存特定飲食提供施設については、母集団名簿として使用する事業所母集団データベース上に該当するか否かを判断するための情報が含まれないため、回答により事後層化した上で母集団を推定する。

Ⅱ　標本設計について

１．層の設定

総務省事業所母集団データベース（令和５年次確報フレーム）から作成した母集団名簿等[1]にもとづき、日本標準産業分類（小分類または細分類）もしくは産業 3.5 分類別に層化した 27 区分の各層を基本とする。

２．目標精度の設定

本調査の結果は、改正健康増進法施行後のフォローアップとして実施し、施策の評価や今後の受動喫煙対策の検討に際して、国会や関係団体等への説明で用いることが想定されるため、各施設種別における対策の進捗状況の把握についても、十分に信頼できる精度を担保する必要がある。

令和元年度調査では、回答者負担軽減の要請もあるところ、状況を勘案し、平成 29 年調査よりも目標精度を下げ、想定母比率における 95%信頼区間の片側の幅が、第一種施設は８%、その他施設は５%となるように標本設計を行うこととした。令和７年度調査はこの方式を踏襲した標本設計を行う。

---

[1] 地方自治体立法機関（議会）は都道府県市区町村一覧の名簿を使用、一般バスターミナルは「国土交通省　一般バスターミナル現況　令和７年４月１日現在」の名簿を使用する。また、空港旅客ターミナルは「国土交通省　空港一覧」の「１．空港（公共用ヘリポート除く）」に掲載された空港より、公表情報をもとに、管理・運営会社を抽出し、作成した名簿を使用する。

３．調査対象数の算出

（１）必要標本サイズの設定

令和６年度調査の調査結果を参考に、下表のとおり層ごとの受動喫煙防止措置（第一種施設は敷地内全面禁煙率、それ以外は屋内禁煙率）の実施率を仮定し、これと抽出時の母集団の大きさから、層別に目標精度を達成するために必要な標本サイズを計算する。

なお、抽出は層化無作為抽出により行うこととし、標準誤差は次式により求める。

$$C_h = \sqrt{\frac{N_h - n_h}{N_h - 1} \cdot \frac{p_h\ (1 - p_h)}{n_h}}$$

ただし、

N_h：事業所母集団データベースによる第 h 層の母集団の大きさ

n_h：第 h 層の標本の大きさ

C_h：第 h 層の標準誤差

p_h：第 h 層の想定母比率（母集団における受動喫煙防止措置の実施率の想定値）

また、95%信頼区間の片側の幅は、次式により求める

$$R_h = \lambda \cdot C_h$$

ただし、調査結果から推定される母比率の推計値は正規分布に従うとみなし、$\lambda = 1.96$ とした。

受動喫煙防止措置の実施率は、前回調査の施設種別の屋内禁煙率（第一種施設は敷地内禁煙率）から以下のように設定する。

タイプ		母集団の大きさ	前回調査 想定母比率	令和 6 年度 調査結果 禁煙実施率	今回調査設計案 想定母比率
1	第一種施設	418,675	60%-90%	59.7%-100.0% （敷地内禁煙率）	60%-90%
2	第一種施設に準じる施設（第一種施設以外の公的施設、福祉施設等）	299,582	70%-90%	81.0%-100.0%	80%-90%
3	飲食店	505,303	20%-80%	20.4%-82.7%	20%-80%
4	タイプ１～３を除く施設	4,153,327	50%-90%	10.0%-96.3%	50%-90%

（２）調査対象数の算定

本調査は郵送発送、郵送・WEB 併用回収で実施することから、前回調査の有効回答率を参考に目標有効回答率を設定し、必要標本サイズを目標有効回答率で割り戻して設定する。

なお、算定した調査対象数よりも母集団サイズが小さい場合は、全数を調査する。

タイプ		母集団の大きさ	前回調査想定回収率	令和６年度調査結果有効回答率	今回調査設計案目標有効回答率
1	第一種施設	418,675	60%-80%	66.5%-86.4%	60%-80%
2	第一種施設に準じる施設（第一種施設以外の公的施設、福祉施設等）	299,582	50%-90%	48.7%-94.4%	50%-90%
3	飲食店	505,303	10%	31.9%-38.2%	10%
4	タイプ１～３を除く施設	4,153,327	20%-80%	23.3%-87.4%	20%-80%

３．母集団の推定

母集団の推定は、調査結果をもとに層毎に以下により行う。

① 母集団の大きさは、抽出時の母集団の大きさによる。

② 回答数及び有効回答数
回答数 ＝ 有効回答数 ＋ その他の回答数
有効回答数 ＝ 集計対象となった回答数
その他の回答数 ＝ 廃業、休業等
その他の回答は、推計・集計から除外した。

③ 各層の抽出率の計算
各層の抽出率 ＝ 当該層の有効回答数 ／ 当該層の母集団の大きさ

④ 拡大のための乗率は標本抽出時の施設種別の層により算出する。
各個票の乗率 ＝ １ ／ 当該層の抽出率

⑤ 母集団の大きさによる推定は、標本抽出時の施設種別の層により行う。

⑥ 母集団の大きさによる推定を、調査の結果把握された施設種別に実施する。

４．調査結果の評価

調査結果の評価は、受動喫煙防止措置の実施率の標準誤差を用いて行う。
なお、標準誤差は次の式により算出する。

$$\hat{C}_h = \sqrt{\frac{\hat{N}_h - n_h}{\hat{N}_h - 1} \cdot \frac{p_h \ (1 - p_h)}{n_h}}$$

ただし、
$\hat{N}_h$：第 h 層（事後の層）の母集団の大きさの推定値

n_h：第 h 層（事後の層）の有効回答数
$\hat{C}_h$：第 h 層の標準誤差の推定値
p_h：第 h 層の有効回答における受動喫煙防止措置の実施率

以上

令和6年度調査の屋内（屋外）禁煙率および有効回答率と、令和7年度調査の標本設計

R07

層番号	母集団	施設種別	備考	施設のタイプ	屋内全面禁煙（%）	敷地内禁煙率	R06有効回答率	想定母比率	想定有効回答率	pq	目標信頼区間半径	必要標本サイズ	発送数
1	50,666	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校		第1種施設	ー	100.0%	83.8%	0.90	0.8	0.09	0.08	54	68
2	7,253	大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）、大学院、専修学校、各種学校		第1種施設	ー	73.9%	86.4%	0.60	0.8	0.24	0.08	141	177
3	245,368	病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）、介護老人保健施設		第1種施設	ー	89.7%	66.5%	0.80	0.6	0.16	0.08	96	161
4	73,967	児童福祉施設（保育所等）		第1種施設	ー	94.7%	68.1%	0.80	0.7	0.16	0.08	96	138
5	41,421	行政機関		第1種施設	ー	59.7%	74.4%	0.60	0.8	0.24	0.08	144	180
6	158,776	公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）		準第1種施設	89.6%	ー	48.7%	0.90	0.5	0.09	0.05	138	277
7	138,464	福祉施設		準第1種施設	81.0%	ー	67.5%	0.80	0.7	0.16	0.05	245	351
8	20,009	スポーツ提供施設		その他施設	80.5%	ー	55.7%	0.70	0.5	0.21	0.05	318	636
9	554	司法機関（国）		準第1種施設	100.0%	ー	93.5%	0.90	0.9	0.09	0.05	111	124
10	1788	地方自治体立法機関（議会）	外部名簿	準第1種施設	94.1%	ー	94.4%	0.90	0.9	0.09	0.05	128	143
11	877,705	販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局		その他施設	81.1%	ー	51.1%	0.70	0.4	0.21	0.05	323	807
12	303,246	劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）		その他施設	80.0%	ー	43.8%	0.70	0.3	0.21	0.05	322	1,075
13	10,891	マージャンクラブ、パチンコホール		その他施設	10.0%	ー	43.1%	0.50	0.4	0.25	0.05	371	928
14	16,897	競輪・競馬等の競走場、ゲームセンター、その他の遊戯場、その他の娯楽施設		その他施設	56.8%	ー	38.4%	0.50	0.3	0.25	0.05	376	1,253
15	2,611	公園、テーマパーク、遊園地		その他施設	86.8%	ー	73.5%	0.70	0.7	0.21	0.05	287	411
16	45,947	ホテル、旅館等宿泊施設		その他施設	48.8%	ー	46.5%	0.50	0.4	0.25	0.05	381	953
17	6,763	集会場、会議場		その他施設	92.0%	ー	82.0%	0.70	0.7	0.21	0.05	308	441
18	26	一般バスターミナル	外部名簿	その他施設	73.7%	ー	73.1%	0.70	0.8	0.21	0.05	24	26
19	95	空港旅客ターミナル	外部名簿	その他施設	36.1%	ー	87.4%	0.60	0.7	0.24	0.05	76	95
20	2,599,661	事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等		その他施設	69.9%	ー	50.4%	0.70	0.3	0.21	0.05	323	1,076
21	99,612	居酒屋、ビヤホール		飲食店	45.2%	ー	33.3%	0.40	0.1	0.24	0.05	367	3,675
22	73,470	バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック		飲食店	20.4%	ー	31.9%	0.20	0.1	0.16	0.05	245	2,451
23	332,221	喫茶店、上記以外の食堂、レストラン等		飲食店	82.7%	ー	38.2%	0.80	0.1	0.16	0.05	246	2,457
24	267,369	商業用不動産（オフィス）共用部	企業単位で抽出	不動産	70.9%	ー	53.2%	0.50	0.4	0.25	0.05	384	960
25	312	鉄軌道駅、鉄道車両	企業単位で抽出	鉄道	96.3%	ー	58.8%	0.90	0.4	0.09	0.05	96	241
26	523	専用バスターミナル	企業単位で抽出	バス	92.1%	ー	51.3%	0.80	0.6	0.16	0.05	167	280
27	1,272	旅客船、旅客船ターミナル	企業単位で抽出	旅客船	90.0%	ー	23.3%	0.70	0.2	0.21	0.05	258	1,272
													20,656

※　母集団は、事業所母集団データベース（令和５年次フレーム）等に基づく事業所数。

※　「pq」欄の値は、想定母比率×（1-想定母比率）である。

※　旅客船、旅客船ターミナルは、調査計画記載のとおり、過年度調査にて把握している貨物船や貨物船ターミナルのみ運営している企業は、母集団数に含まずに掲載している。なおこれらを含む場合は 1,587 となる。

別添２

集計事項の一覧

表番号	票種	表タイトル
第１－１表	第一種施設票	施設種・喫煙環境別事業所割合
第１－２表	一般施設・事業所票、飲食店票	施設種・喫煙環境別事業所割合
第１－３表	一般施設・事業所票、飲食店票	施設種・加熱式たばこの喫煙環境別事業所割合
第２－１表	第一種施設票	企業規模・施設種・喫煙環境別事業所割合
第２－２表	一般施設・事業所票、飲食店票	企業規模・施設種・喫煙環境別事業所割合
第２－３表	一般施設・事業所票、飲食店票	企業規模・施設種・加熱式たばこの喫煙環境別事業所割合
第３－１表	飲食店票	事業所面積階級・施設種・喫煙可能室設置施設の届出・喫煙環境別事業所割合
第３－２表	飲食店票	事業所面積階級・施設種・喫煙可能室設置施設の届出・加熱式たばこの喫煙環境別事業所割合
第３－３表	飲食店票	施設種別喫煙目的施設割合
第３－４表	飲食店票	施設種別喫煙環境の提示状況割合
第４－１表	不動産管理事業者票	企業規模・管理施設階級・喫煙環境別施設割合
第４－２表	不動産管理事業者票	企業規模・管理施設階級・加熱式たばこの喫煙環境別施設割合
第５－１表	鉄道、バス票	業種・保有車両階級・車両内の喫煙環境別車両割合
第５－２表	鉄道、バス票	業種・保有車両階級・車両内の加熱式たばこの喫煙環境別車両割合
第５－３表	鉄道、バス票	管理施設・管理施設階級・喫煙環境別施設割合
第５－４表	鉄道、バス票	管理施設・管理施設階級・施設内における加熱式たばこの喫煙環境別施設割合
第６－１表	鉄道、バス票	業種・企業規模・保有車両階級・車両内の喫煙環境別車両割合
第６－２表	鉄道、バス票	業種・企業規模・保有車両階級・車両内における加熱式たばこの喫煙環境別車両割合
第６－３表	鉄道、バス票	企業規模・管理施設・管理施設階級・喫煙環境別施設割合
第６－４表	鉄道、バス票	企業規模・管理施設・管理施設階級・施設内における加熱式たばこの喫煙環境別施設割合
第７－１表	旅客船、旅客船ターミナル票	業種・保有もしくは運行管理船舶階級・船舶内の喫煙環境別船舶割合
第７－２表	旅客船、旅客船ターミナル票	業種・保有もしくは運行管理船舶階級・船舶内の加熱式たばこの喫煙環境別船舶割合
第７－３表	旅客船、旅客船ターミナル票	業種・管理施設階級・喫煙環境別施設割合
第７－４表	旅客船、旅客船ターミナル票	業種・管理施設階級・施設内における加熱式たばこの喫煙環境別施設割合
第８－１表	旅客船、旅客船ターミナル票	企業規模・業種・保有もしくは運行管理船舶階級・船舶内の喫煙環境別船舶割合
第８－２表	旅客船、旅客船ターミナル票	企業規模・業種・保有もしくは運行管理船舶階級・船舶内における加熱式たばこの喫煙環境別船舶割合
第８－３表	旅客船、旅客船ターミナル票	企業規模・業種・管理施設階級・喫煙環境別施設割合
第８－４表	旅客船、旅客船ターミナル票	企業規模・業種・管理施設階級・施設内における加熱式たばこの喫煙環境別施設割合